

今年も制服等の確認が実施される！ 今回も確認する理由は明らかにされず！

新大阪駅において制服等の貸与品を確認する旨の掲示が掲出されました。

制服（夏服、合服、冬服）、ネクタイ、帽子、研修服を総務科に持参して確認を受けなければなりません。この制服等の確認は、昨年3月突然に確認する理由が一切明らかにされずに実施されています。今回も理由は明らかにされていません。また、新大阪駅において今回も3月に実施するという事は、様々な問題がある制服等の確認が毎年実施される可能性があります。

制服等の確認は様々な問題がある！

私たち J R 東海労働組合関西地区分会は、昨年実施された制服等の確認は様々な問題があることを掲示や情報で明らかにしてきました。

まず、これまで行われなかった制服等の確認を実施する理由が明らかにされていません。昨年、実施された時に管理者の制服が自宅にも会社の保管所にもなかったからだといった噂がありましたが、会社は理由を一切明らかにしていません。

確認する時間についても、休憩時間などの自己の時間で行わなければならない、総務科の対応時間以外（土・日・休日と平日12時～13時）は確認出来ません。

また、夏の制服や研修服は、現在は自宅で保管しているのでダンスや収納ボックスから取り出して総務科まで持参しなければなりません。さらに、制服を自宅から会社に、そしてまた自宅に持って帰ることにより紛失のリスクが発生します。

現行よりも最良の確認方法はある！

以上のように、今回も実施される制服等の確認は様々な問題があります。

会社はどうしても制服等を確認しなければならないのなら、社員にその理由を明らかにすべきです。

そして、確認方法を制服等の現品を確認するのではなく、制服等のチェック表を作成して社員にチェックしてもらえればいいのです。現行の確認方法は会社が社員を信用していないことの反映です。まず会社は社員を信用して、チェック表での確認方法を取るのが最良の確認方法です。